

7月中旬から順次通知を発送 定額減税補足給付金を支給します

令和6年度の定額減税において減税しきれないと見込まれる人に、定額減税補足給付金（調整給付）を支給します。定額減税の詳しい概要は、5月10日号の広報みずまきを確認してください。

問い合わせ

- ▷給付額の算出に関すること 役場住民税係
- ▷支給に関すること 役場納税係

調整給付の対象

- 下記の全ての条件に該当する納税義務者（個人）に支給します。
- ▷令和6年所得税が課税される見込み、または、令和6年度住民税所得割が課税されている人
 - ▷定額減税により減税しきれないと見込まれる人
- ※令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える人は除きます。

調整給付額

調整給付額は、その人の所得税・住民税それぞれの額により異なります。下の【図1】【図2】により計算された額の合計を1万円単位で切り上げた額が支給されます。

【図1】所得税分の計算（結果が0円未満の場合は0円）

$$\begin{array}{c} \text{定額減税} \\ \text{3万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{本人+扶養親族数} \text{※1} \end{array} = \begin{array}{c} \text{令和6年分} \\ \text{所得税} \text{※2} \\ \text{推計額(減税前)} \end{array}$$

【図2】住民税分の計算（結果が0円未満の場合は0円）

$$\begin{array}{c} \text{定額減税} \\ \text{1万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{本人+扶養親族数} \text{※1} \end{array} = \begin{array}{c} \text{令和6年度} \\ \text{住民税} \\ \text{所得割額(減税前)} \end{array}$$

- ※1 控除対象配偶者や16歳未満の人を含みます。また、国外居住者は除きます。
※2 令和6年分所得税額の推計は、令和6年度の個人住民税情報を基に、国の基準に従って計算します。

申請方法

7月中旬以降に対象となる納税義務者に通知を送付します。過去に別の給付金が支給された人など、すでに町に金融機関の振込口座の登録があり、その口座に変更がない人は申請の必要はありませんので、通知の確認のみ行ってください。

町に金融機関の振込口座の登録がない、または、振込口座の登録を行ったが変更がある人は通知を確認して、必要書類を添えて返信してください。

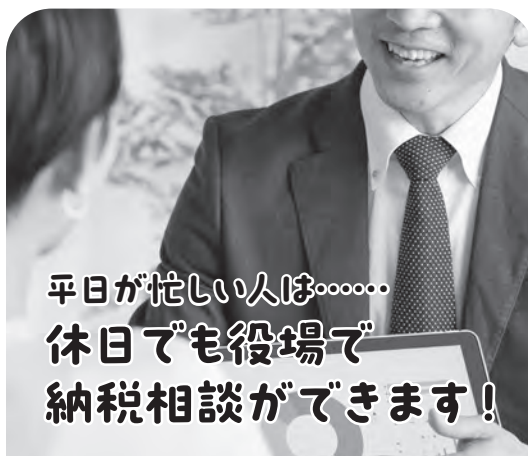
申請期限 10/31(木)消印有効



ピンクの封筒が
来たら対象です！

！詐欺に注意！

行政機関が給付金を支給するために、手数料の振込を求めたり、ATMの操作を依頼したりすることは絶対にありません。



平日が忙しい人は……
休日でも役場で
納税相談ができます！

借金の返済などで税金を「払いたいけど払えない」人を対象に、ファイナンシャルプランナーによる無料相談会（予約制）を開催します。

併せて窓口では納税相談も行いますので、仕事などで平日に相談が困難な人はぜひ活用してください。

【ファイナンシャルプランナー相談】
申込方法 役場納税係に電話で申し込んでください。

【共通事項】
とき 7月7日(日)9時～15時
ところ 役場納税係窓口
※当日は役場裏玄関(保育所側)から入ってください。

① 役場納税係